

使用前・定期安全管理審査に係るサンプリング方法

使用前・安全管理審査において、適切に、かつ、合理的に実地審査を実施するために、具体的なサンプリング方法の考え方を以下のとおり示す。ただし、審査を実施していく中で、技術基準適合性に関して疑義が生じた等の場合には、これらの方法以外に適用することを妨げるものではない。

(1) 使用前自主検査（定期自主検査）に係る検査記録の選定方法

審査対象期間中に実施された使用前自主検査（定期自主検査）の中から、全検査件数のうち 10 % 程度の検査記録を任意に抜き取り選定する。

<例> 定期自主検査の抜き取り数：審査対象となる検査記録の 10 % 以上となるよう選定

検査実施件数	1 ～ 10 件	11 ～ 20 件	21 ～ 30 件	31 ～ 40 件
審査対象記録の サンプリング数	1 件	2 件	3 件	4 件

(2) 火力設備・燃料電池設備に係る溶接自主検査に係る検査記録の選定方法

前回の安全管理審査申請書の提出日から今回の安全管理審査申請書の提出日までの期間に実施された全ての溶接自主検査の記録の中から、検査対象となる全溶接継手数のうち 10 % 程度の溶接継手について、検査計画書単位で各検査工程の検査記録を抜き取り選定する。

なお、既に民間製品認証を取得している溶接継手については、検査記録の抜き取り対象から控除する。